

令和6年第3回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和6年3月25日(月) 鶴ヶ島市役所 504会議室			
開会時刻	午前 9時57分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
閉会時刻	午前10時37分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
議長	会長 町田 弘之			
委員の出席状況				
農業委員			農地利用最適化推進委員	
議席番号	氏名	出欠席	氏名	出欠席
1	沼田 富子	出席	高沢 健二	出席
2	岡野 とし子	出席	小川 清志	出席
3	比留間 正道	出席	吉澤 弘次	出席
4	須藤 良春	出席	新井 一三	出席
5	町田 弘之	出席	瀧 島 誠	出席
6	沼倉 裕之	出席		
7	小川 佐智恵	出席		
8	長谷川 正博	出席		
9	新井 正美	出席		
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況	
			職名	氏名
			事務局長	玉木 亨
			次長	遠藤 俊一
			主査	高橋 浩
			主任	岩波 圭介
議事の日程				
日程第1	議事録署名委員の指名について			
日程第2	議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申について			
日程第3	議案第9号 農用地利用集積計画の決定について			
日程第4	報告第3号 報告事項について			
日程第5	その他			
議事(担当)		内 容		
開会	議長	<p>農業委員9名中9名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和6年第3回農業委員会総会を開会します。</p>		
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号4番 須藤 良春 委員</p> <p>議席番号6番 沼倉 裕之 委員</p> <p style="text-align: right;">を指名します。</p>		
日程第2	議長	<p>議案第8号</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>		
	事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、東武越生線西大家駅の南約500メートルに位置する第1種農地及び第2種農地で、農業振興地域の農用地には当初から指定されていません。</p> <p>譲受人は、鶴ヶ島市南町の賃貸住宅で妻と子どもの3人で生活しており、夫婦ともに土地と建物は所有していません。</p> <p>子どもの誕生・成長に伴い、現在の間取りでは手狭になってきました。そのため、将来を考えて市街化区域の建売住宅</p>		

		<p>や市街化調整区域の既存宅地の購入を検討しましたが、必要な駐車台数を確保できないこと、希望の間取りが取れないこと、職場までの距離が遠いなど、希望と合致するものはありませんでした。</p> <p>そうした中、知人から市街化調整区域ですが、本申請地を紹介されました。</p> <p>本申請地は、夫婦ともに通勤が苦にならない距離にあること、周りも広々として子どもを遊ばせるのに良い環境であること、既存集落内にあり学校や病院が1 km以内にあるなど、希望する条件を全て満たしているとのことです。</p> <p>また、建築に際しては、隣接地よりも低くするなど、流水対策はしっかり取りたいと考えているとのことです。</p>
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	<p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>申請の理由は、事務局の説明のとおりです。</p>
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	<p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>申請の理由は、事務局の説明のとおりです。</p>
	議長	<p>出席委員からの質問、意見を求めます。</p> <p>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
	議長	<p>特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。</p> <p>本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
	議長	挙手全員のため、本件は、「許可相当」とすることに決定しました。
日程第3	議長	<p>議案第9号</p> <p>農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。</p> <p>1番について、事務局より説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>本申請は、設定期間を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とする、新たな利用権を設定するものです。</p> <p>申請地は五味ヶ谷地区にあり、第1種農地で、農業振興地域内の農用地に指定されています。面積は、1,000㎡となっています。</p>
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	<p>借受人に確認した内容を報告します。</p> <p>借受人は、農業大学を卒業後、夫婦で農業に従事しています。ここで、水はけの悪い畑3,000㎡を返還し、代わりに申請地を借り受けようとするものです。これにより、借受人の総耕作面積は7,000㎡となります。申請地では、ジャガイモとニンジンを作付けするとのこと。</p>
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

	いします。
推進委員	貸付人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
委員	申請地は接道していません。どうやって耕作するのですか。
事務局	借受人は、申請地の東側に隣接する農地を別途借用しています。その隣接農地を通して耕作することになります。
議長	その他、質問、意見等ございますか。 (特になし)
議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。 次に2番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書をもとに説明します。 本申請は、設定期間を令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間とする、新たな利用権を設定するものです。 申請地は上新田地区にあり、第1種農地で、農業振興地域内の農用地に指定されています。面積は、3筆で1,290㎡となっています。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	借受人に確認した内容を報告します。 借受人は、お子さんの関係で現在瑞穂町に住んでいますが、数年前までは申請地の近くに所有する戸建て住宅に住んでいました。将来は、空き家となっているその戸建を利用して民泊を始めたいとのことでした。 また、今は仕事を辞め、認定農業者が経営する農園で農業を勉強しています。経験を積み、無農薬野菜や野菜と一緒に植えると病害虫を防いだり、成長を促進するなどの効果があるコンパニオンプランツを栽培していきたいそうです。 耕作は、毎週火曜日、木曜日、日曜日には通って行い、夏休みなどお子さんが長期の休みの時は鶴ヶ島市内に滞在して行うとのこと。瑞穂町からは車で40分ほどで申請地に来られるそうです。 農機具は川越にある夫の実家から借りる予定で、依頼すれば、近所の方が自分の農地の耕耘にあわせ、申請地もトラクターで耕ってくれることにもなっているそうです。 販路は、インターネットやSNS、知人が経営する瑞穂町にあるインド料理店などを考えています。

議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	貸付人に確認した内容を報告します。 貸付人は、自宅近くの畑で自家消費分程度の野菜を作付けしており、その他の畑は耕耘のみ行っています。今回、紹介があったので、耕耘している畑の一部を貸すことになったとのことです。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。 次に3番については、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」により、議事に参与することができないため、委員の退席をお願いします。 (委員退室)
議長	事務局より、説明をお願いします。
事務局	本申請は、設定期間を令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間とする、新たな利用権を設定するものです。 申請地は太田ヶ谷地区にあり、第1種農地で、農業振興地域内の農用地に指定されています。面積は、1,075㎡となっています。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	借受人に確認した内容を報告します。 規模拡大のため、申請地ではキウイフルーツを栽培するとのことです。
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	貸付人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。

本件について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。議事が終了しましたので、委員の入室を許可します。

(委員入室)

議長 次に4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請地は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく利用権が設定されています。
ここで利用権の設定期間が終了するため、引き続き利用権の設定を行うものです。期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっています。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 借受人に確認した内容を報告します。
内容については、事務局の説明のとおりです。

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 貸付人に確認した内容を報告します。
内容については、事務局の説明のとおりです。
申請地以外に5.5ヘクタールの農地を所有しており、お茶を栽培しているとのことでした。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

議長 特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。

本件について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。

次に5番と6番については関連がありますので、一括して事務局より説明願います。

事務局 議案書をもとに、説明します。
申請地は、令和5年5月1日から令和6年3月31日までの11か月間、農地中間管理機構を通じた利用権が設定されています。
ここで利用権の設定期間が終了するため、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、新たに農業経営基盤強化促進法に基づく利用権を設定するものです。

議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	借受人に確認した内容を報告します。 申請地では、ブロッコリー、きゅうり、小松菜を中心に作付けしており、今後は落花生、もち麦、ゴマなどを作っていきたいとのことです。販売先は、ベトナム、直売所、知人に紹介してもらった市外の卸業者を考えており、規模も拡大していきたいとのことでした。
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	貸付人お二人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
議長	特段ないようですので質疑を終了し、5番と6番について、順次採決を行います。 5番について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。 次に6番について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。 次に7番と8番については関連がありますので、一括して事務局より説明願います。
事務局	議案書をもとに、説明します。 議案第9号の7番の2筆と、議案第9号の8番のうち、大字高倉の一部につきましては、平成31年3月1日から令和6年3月31日までの5年間、農地中間管理機構を通じた利用権が設定されています。 ここで利用権の設定期間が終了するため、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、新たに農業経営基盤強化促進法に基づく利用権を設定するものです。また、議案第9号の8番のうち、大字高倉の一部については、設定期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年とする、新たな利用権を設定するものです。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	借受人に確認した内容を報告します。 耕作面積は全部で1.6ヘクタールあり、露地野菜を15種類ほど栽培しているとのことです。収穫した野菜は、トップ、ベルク、コモディイイダ等に出荷しています。畑はとてもきれいに管理されており、今後は畑を近くに集約したいそうです。

議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	貸付人二人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
議長	特段ないようですので質疑を終了し、7番と8番について、順次採決を行います。 7番について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。 次に8番について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。 次に9番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書をもとに、説明します。申請地は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく利用権が設定されています。 ここで利用権の設定期間が終了するため、引き続き利用権の設定を行うものです。期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となっています。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	借受人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。 作付けは、里芋、ネギ、キャベツなどを考えているとのことです。
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	貸付人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。なお、申請地以外に農地は所有していないとのことです。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
委員	借受人の住まいから申請地までは少し距離があると思います。借受人の住所地の近くであれば、6反ぐらいは借りられるのではないのでしょうか。なぜ敢えて申請地を借りるのですか。

	事務局	借受人は、明日の農業担い手育成塾を卒塾後、新規就農者として市内で就農していますが、明日の農業担い手育成塾に入塾する際、住まいよりも研修農地の確保を優先したことから、住まいと農地が少し離れてしまっています。
	議長	その他、質問、意見等ございますか。 (特になし)
	議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
	議長	挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。
日程第4	議長	報告第3号 「報告事項について」を議題といたします。 事務局より、説明（報告）をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明（報告）します。 ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和6年第2回総会における審議案件 4 件 ・農地法第5条の規定による許可 の取消申出について なし ・農地法第4条の転用届出専決処分 1 件 ・農地法第5条の転用届出専決処分 2 件 ・農地法施行規則第29条第1号に 基づく届出 なし ・農地改良等に係る届出 なし ・諸証明の発行 なし
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
	議長	特段ないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「承認」することに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
	議長	挙手全員のため、「承認」することに決定しました。
日程第5	議長	その他について、事務局より説明をお願いします。
	事務局	(令和6年度最適化活動の目標については、統計情報等を基に策定した旨を説明)
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 (質問・意見なし)

	議長	<p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。令和6年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり「承認」することに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
	議長	<p>挙手全員であります。よって、本件は「承認」することに決定しました。その他、説明事項等がありますか。</p>
	事務局	<p>特にありません。</p>
議事録の署名	議長	<p>それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。</p>
	事務局	<p>本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を求めます。 議長及び議事録署名委員（2名）の3名が署名する。</p>
閉会	議長	<p>以上をもって、令和6年第3回農業委員会総会を閉会します。</p>